

(別紙2)

審査の結果の要旨 氏名 呉座勇一

本論文は、日本史の中世後期（14～16世紀）を特徴づける「一揆」という人間集団ないし社会現象に注目し、諸種の一揆のなかでも、ある程度の継続性をもって地域社会の形成主体となった在地領主の一揆（研究史では通常「国人一揆」の語で呼ばれる）をおもな対象に、「一味同心」という集団統合原理を生みだした社会的要因を解明しようとしたものである。研究史における二大学説、すなわち農民闘争に対抗するための階級的結集とする説と、上部権力が軍事的・政治的目的で組織化したものとする説の双方を批判し、あくまで一揆という行動形態の一類型として把握する「一揆論的視角」に立って、「人と人の契約」という観点から一揆を見ようとした。その独創性はつぎの三点に要約できる。

第一は、研究史に鋭い分析を加え、それとの対決を通じて自己の分析不法を探りあてようとする真摯な姿勢である。なかんずく、一揆を領主支配のための組織と捉え一揆契状を「在地法」と性格づけるような、「領主制論的視角」が主流であった研究史に対して、何らかの習俗に根をもち、一定の作法に基づいて結ばれる「人と人の契約」という点に、一揆の本質を見いだそうとした。その意味では、「領主制論」への批判として現れた「社会史」に近い立場といえるが、本論文の独自性は、社会史的手法の陥りがちだった神仏の威力の一面的強調——一揆研究ではとくに「起請文」と「一味神水」が注目を浴びた——を排して、神意の強調も「人と人の契約」を裏支えする点にこそ意味があったという、理性的理解を対置した点にある。

第二は、南北朝・室町期の「国人一揆」の源流を鎌倉期の「一門評定」に求めたり、また「国人一揆」の直線的展開として戦国期の「衆中」を捉えたり、という近年の研究動向を充分咀嚼しながらも、三つの段階の相違点を明らかにし、ある段階からつぎの段階への移行を把握するための指標を示したことである。この視点に基づいて、第一段階から第二段階への移行に関しては、親子・兄弟に擬制される契約関係が分析され、第二段階から第三段階への移行に関しては、被官を包摂する「家中」の成立が注目された。そこには、なぜ移行が必然となるのかを論理的に説明しようとする指向が明瞭で、これによって「一揆」に中世を通じて通史的見通しをつけることに成功した。

第三は、「契約」を表現するさまざまな文書様式を、一揆と関連づけて整序し、人ととのどのような関係から一揆が生まれてくるのかを、古文書学の手法によって明らかにしたことである。とくに、たんなる一族の親和関係ではなく、親子・兄弟に擬制されざるをえないような二次的関係こそが一揆の母胎となる、という独創的な把握が光っている。それを可能にしたのが、従来ほとんど研究のない中世の「契約状」類に、初めて本格的な古文書学的検討を加えた作業であった。その意味で本論文は、中世古文書学の新たな領域を切り拓いた業績という性格ももっている。

とはいっても、近年の研究動向に拘泥しすぎて巨視的な観点を見失いがちになったり、「若手の論客」という一般的な評判に囚われて及び腰になったりという、弱点が存在する。しかしそれらは、今後の研鑽で乗り越えられるものであり、論文として決定的な瑕疪ではない。よって本委員会は、本論文を博士（文学）の学位を授与するにふさわしい業績として認めるものである。